



東日本ユニオンにいがた

JR東日本労働組合新潟地方本部

2026年1月15日発行

第29号(通卷第389号)

発行者：星山 圭 編集者：組織部

申6号 団体交渉

現行の取扱いにおける問題点 労使で認識の一一致に至らず

新潟地本は12月8日に、申6号・キハ110系及びGV-E400系の系統番号設定に関する申し入れの団体交渉を行いました。キハ110系及びGV-E400系において急遽の行先変更が発生した際の取扱いには、サービス面や安全面での課題があることから、取扱いを改めることを求めて申し入れを行つたのです。

支社に対応を変えるような事象は無かつた

JR東日本労働組合 第13回中央委員会



とき 2026年2月10日(火)
12時00分より
ところ 東京都 田町交通ビル
6階大ホール

支社側は、行先変更時の間違いを防止するために元の系統番号を設定するのが基本であり、停車バターンや列車種別の変更の場合には指令に連絡や指導・当直に確認して対応する認識だとしました。



当な系統番号で運行するべきだと指摘しました。
支社側は、行先によつては複数の系統番号があることから、これまでの対応でお願いしたいとしました。
自動放送では「会津若松行」を案内し、運転士が「津川行です」と訂正放送を繰り返すということになり、お客様の神経を逆撫でしていると指摘しました。
支社側は「この列車は本来会津若松行きですが、急遽津川行きます。大変ご迷惑をおかけいたします」という放送を行つた。
お客様にとつては關係のない対策だと訴えたものの支社側は、放送で訂正をお願いしたいと繰り返し、認識を一致するには至りませんでした。

職制別に一律の昇 本部申24号を申入れ

中央本部は1月9日、申24号として、「能力昇給」および「昇格昇給額」の見直しに閣する申し入れを提出しました。

東日本ユニオンは昨年5月に経営側より「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」の提案を受けました。賃金制度については基本給を廃止し職務能力給とした上で、定期昇給についても毎年度任用の基準で決定される6区分の昇給額による能力昇給に改めるとされました。

受けた提案を受けました。賃金制度については基本給を廃止し職務能力給とした上で、定期昇給についても毎年度任用の基準で決定される6区分の昇給額による能力昇給に改めるとされました。

しかし現行でも、期末手当の成績率や基本給改訂における特別加給の運用に象徴されるように、評価基準や判断過程は十分に示されていません。

また、昇給額が毎年変動する仕組みでは、将来の賃

■本部申24号 申入れ項目 ■

1. 「能力昇給」へ移行せず、職制別に一律の定期昇給制度とすること。
昇給額は以下のとおりとすること。

主幹職A・TL職A	6,200円
主幹職B・TL 職B	6,100円
主務職	5,500円
主任職	4,800円
指導職	4,700円
係職	4,600円

2. 主任職以下の「昇格昇給額」を増額すること。
昇給額は以下のとおりとすること。
係職1等級↔係職2等級 7,000円
係職2等級↔指導職1等級 9,000円
指導職1等級↔指導職2等級 8,000円
指導職2等級↔主任職1等級 11,000円
主任職1等級↔主任職2等級 9,000円

